

安保法制違憲 愛知訴訟 提訴集会と記者会見

連日の猛暑が続くなか、2018年8月2日、名古屋地方裁判所において、安保法制違憲訴訟の提訴がありました。報道関係者含め約80人が集まりました。



▶ 裁判所前の集会において4人の方が語りました。

青山弁護士

この裁判は国民の平和的生存権、人格権が安保法制により侵害されたことを訴えるものです。戦争体験者とその家族また基地周辺に住む人、宗教家、学者など多くの原告の皆さんの訴えと協力により裁判は闘われます。皆さんの協力をお願いします。



寺田原告共同代表

安保法制により日本は戦争する国になろうとしています。北朝鮮に対する日本の経済圧力により北朝鮮は兵糧攻め状態にあります。これが憎しみの連鎖を生みアジアが中東のように泥沼化するのではないかと危惧します。

私たちは主権者として、法の番人である司法に対し憲法尊重擁護義務を果たさせる責任があります。

松本弁護士事務局長

安保法制から3年、イラク訴訟から10年この名古屋で裁判を行う意義は大きい。安保法制のもと空母、巡航



ミサイルなど軍備は拡張されようとしている。こうした違憲状態を改憲により解決しようとする動きがある。こうした動きを裁判を通し阻止したい。

池住支援者

裁判は原告が強い気持ちを持ち続けることが大切である。街中においても世論を喚起し、大きな力に変えていく必要がある。



▶ 提訴行動の後、桜華会館において提訴報告集会と記者会見が行なわれました。用意された部屋では立見席もできました。



記者会見に先立って、まず松本弁護士より提訴の報告があり、次にイラク訴訟の時、名古屋高裁の裁判官として名判決を下した青山弁護士ら弁護団が裁判に対する思いを語りました。

松本弁護士からの提訴報告

7月27日までの143名を原告とする訴状を提出し受理された。賠償責任を問う不法行為は3年の時効があり、安保法制が閣議決定されたときから3年となる今年の9月19日までに提出せねばならない。原告の二次募集はその締め切りを8月20日としたい。

全国22の地裁に25の裁判が提訴され名古屋は25番目である。

この3年間で安保法制をめぐる状況は大きく変わった。南スーダンへ派遣された自衛隊では宿営地をはさんで実際に戦争が行われた。北海道では派遣された自衛隊員の母親が訴えている。空母、巡航ミサイル、改憲への動きなど、こうしたすべ



ての危険性を裁判を通して発信し、明らかにする。3000万署名や改憲に反対する人たちの励みになればよい。

原告は自衛隊員、教育者、障がい者、裁判官、基地周辺に住む人など、さまざまである。ノーベル賞の益川さんにも話を聞いた、彼は科学者である前に人間として参加したと語っていた。益川さんが来るときは必ずお知らせする。



大脇弁護士

武力によらない平和から軍事による平和へ変わりつつある。本来であれば国会で審議されるべきものだが、満足な議論のないまま法律が

施行された。集団的自衛権により国民の平和的生存権は回復しがたい損害を受けた。そのことを明らかにしたい。裁判官は答える義務がある。

伊藤弁護士

安保法制が九条違反であることは明確である。それを示すため原告の声を伝えたい。



中川弁護士

日本の自衛隊がアメリカの肩代わりをすることが憲法に位置づけされてしまうのでは

ないかと不安を感じる。

平松弁護士

安保法制は明らかに憲法違反だが国会ではまともな審議がなされなかった。裁判所ではそのようなことがあってはならない。



平井弁護士

この裁判に参加することに歴史に対する責任を感じる。



金井弁護士

イラク訴訟の時は原告であった。その時に得た貴重な経験をこの裁判に生かしたい。



下澤原告共同代表(常任弁護団)

元裁判官であるが、市民運動に参加するため原告となった。全国的に運動を盛り上げ、国が無視できないような議論へとせねばならない。司法の地位を高め三権分立を実現したい。



川本弁護士

違憲違法、多くのものが踏みにじられている。イラク訴訟の時の高揚感から大きく変わってしまった。なぜこのようなことになってしまったのか。



司法の場で明らかにしたい。

青木弁護士

デモなど市民とともに行動し、戦後の歴史を考えるようになった。国会において3人の憲法学者が、安保法制が違憲であると発言するなど、メディアの力はとても大きい。この裁判には市民運動とこれまで縁のなかった人も多く参加している。メディアを通して多くの国民が考える機会となるよう盛り上げていきたい。



中谷弁護士

九条に関わる裁判、運動を多くやってきた。大脇弁護士が話されたように私たちの訴えに対し、国は答えねばならない。民主主義とは議論し、誤りを正すことである、そのことを明らかにしたい。裁判官に自分の責任を問い詰め、応答させる。



青山弁護士

10年前のイラク訴訟判決について、判決文がすべてを語っているのでそれについて私は語らない。



九条をめぐる状況が変わってきた。発言せねばならないと感じこの裁判に参加した。この弁護団は若さと理論に優れた人が多く期待している。



柄杓弁護士

10年前まで裁判官であった。父は三度召集され戦地に行った。敗戦の時私は4歳である。本当は原告になりたい。

憲法前文は素晴らしい理想である。諸国民と助け合うことによって全力で憲法を創ってゆかねばならない。

***次に4人の原告の方に語っていただきました。**

植村原告共同代表

安保法制は別名戦争法案である。私は戦争に反対である。



藤井さん

武力で平和は創れないというのが私の信念である。九条がつくられたとき吉田首相は武力行使を放棄した。その後、朝鮮戦争、湾岸戦争などにより憲法の解釈が変えられ、現在の自衛隊がある。今後さらに武力を増強してゆけばその行き着く先は戦争である。



非武装中立は現実的ではないという人がいるが、そんなことはない。コスタリカが憲法の理想を証明している。もちろんそこには国民の平和を創ろうという信念と行動がある。

中澤さん



私は両親から平和の大切さを学び、中学で平和憲法を学んだ。今、国は戦争をしたがっている。安保法制を認めるわけにはいかない。私の家族は医療従事者である。湾岸戦争では50人の医者が現地へ行った。戦争は耐えられない。

杉本さん

私は自営業者である。選ぶことを大切に生きてきた。それは自由、威張る人を嫌い、虐げられた人を助けること。戦争は最悪である。



市民運動に加わり、湾岸戦争、PKO と反対して

きた。そのたびに国は言い訳をしてきたが、今回はその言い訳すらない。安倍政権は、積極的平和主義など、国の内外で言葉を使い分けながら軍備を増強しようとしている。これは国民の生活を犠牲にするものであり、憲法九条に対する攻撃である。

松本弁護士より補足

東京裁判では10人が陳述したところで、学者証人が却下され裁判官が変わった。明らかに損害がないことを理由に棄却するつもりである。新しい裁判官を忌避し裁判はストップしている。

全国では裁判長5人、左裁判官4人(確かな数字ではない)が変えられている。安保法制シフトをつくり前例にしようとしている。

22の地裁のすべての裁判官を変えるには66人の裁判官が必要となる。多くの裁判を闘う意義がここにもある。

***続いて記者の質問がありました。**



NHK 記者

東京での裁判を踏まえ、原告が苦痛を受けたことの立証をどうやるのか。対策はあるのか。

松本弁護士

原告一人一人の人生を踏まえた訴えを積み重ねてゆく。そして、国に回答させる。ひたすら訴えながら、なぜ回答しないのかと国に問い詰める。

国会の安保法制の議論の中で3人の憲法学者が違憲であると発言したとき、安倍総理は「最高裁に判断してもらおう」と応じた。

裁判を起こすにあたって、安保法制が合憲という判決が出たらどうするかという心配の声もあった。このままでは立法の場でも、司法の場でも判断のないまま安保法制は独り歩きする恐れがある。最高裁が憲法審査権を放棄したことになってしまう。許されないことだ。

中日新聞記者

143 人の原告の傾向は

松本弁護士

ほとんど愛知、一部岐阜、三重の方もみえる。年齢は 30 代から 80 代、ノーベル賞の益川さんは名古屋出身ということで加わっていただいた。ぜひ裁判所で語っていただく。

中京テレビ

名古屋としての対策はあるか

松本弁護士

簡単ではない。全国と交流を深め、これから作戦を練る。

NHK 記者

下澤さんに原告となった理由を聞かせていただきたい。

下澤さん

裁判所がやるべきことをやっていない。私の経験からこうした裁判は迷惑である。多くの裁判官は判断を避けたがる。これを機に内からでなく外から司法を変えたい。人格権の侵害を判断する裁判官が生まれてほしい。勝敗も大切だが、その前に裁判をする権利がある。裁判官に迷惑がるなど訴えたい。

赤旗記者

PKO 協力法なども違憲ではないか。

中谷弁護士

南スーダンの実例もあり、当然違憲であると主張して裁判を闘う。この 3 年間で事態は大きく変わっている。名古屋独自の裁判となる。

*一般質問は名乗ることなく行われました。

質問者

日米共同訓練も違憲性があるのではないか。

中谷弁護士

確かにその可能性があるが、事実として立証するには限界がある。

質問者

九条だけでなく、立憲主義も問題ではないか。

中谷弁護士

その通りである。一内閣の閣議決定で安保法制がつくられたことは立憲主義の破壊である。

これも裁判を通して明らかにする。

質問者

権利の侵害を争う裁判で憲法判断しないというのはおかしい。

下澤さん

こうした裁判では裁判官は判断をせず逃げることを考えてしまう。したがってまず事実を訴えることが大切である。事実として、南スーダンに派遣された自衛隊員は救済する必要がある。

さらに、民主主義の危機であることを司法に自覚させる必要がある。

以上で予定の時間となりました。